

平成30年2月15日

南相馬市農業委員会
2月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年2月15日(木)午後1時30分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	欠
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	出
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

2. 出席職員

局長 佐藤 光 次長 齋藤 ひとみ 主査 山本 将之
副主査 鳥 健太郎 主事 平田 幸子 農政課主査 佐藤 俊文
農政課主査 但野 典康

3. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 4 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 4 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 5 報告第 6 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 15 号 農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について
- 日程第 8 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 10 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 11 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 12 議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 13 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第 14 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 15 議案第 23 号 現況確認証明願について
- 日程第 16 議案第 24 号 農地利用規程の認定に係る意見を求めることについて

4．会議の概要

(開会 午後1時30分)

会長挨拶

皆様こんにちは。大変お忙しいところ、2月の定例総会ご出席、大変ご苦労さまでございます。我々南相馬市の市長につきましては、1月29日から門馬市長という体制になったわけでございます。我々農業委員会におきましては、市長が変わろうと変わらなくても我々が市長に要望している点については、変わりはありません。私、会長といたしまして、市長に一度、呼ばれてお話ししております。今後、南相馬市の市長に対しては、我々農業委員会も逐次、いろいろな話をし、市の発展に貢献していきたい、このように思うわけでございます。その点につきまして、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいとこのように思うわけでございます。まずもって、早いもので間もなく、3月、4月と進みまして、南相馬市の農業もだんだん忙しくなる時期に入っております。先日、地域農業再生協議会が行われました。佐藤良一君も佐々木さんも委員ということで、私と3名委員で出席しましたが、今回、南相馬市の作付面積が2,186haということでありまして、全体のまだ4割ということでありまして、まだまだ復興は道半ばということでありまして、その中におきまして、皆さん新聞等でご存じのとおり、小高区の農業委員である、佐藤良一君が自主的に業者との取引で、天のつぶを栽培しながら前に進んでいるということでありまして、我々農業委員としていたしましても、大変、敬意を表するわけでありまして、今後とも、佐藤良一君には頑張っていたきたいとこのように思います。また、先月、郡山で行われました、県の会長・事務局長研修会におきましても、県の農政担当課長より、今後、福島県においては、天のつぶを奨励したいということで、良一君も今作っておりますけれども、天のつぶ、あとは極早生で里山のつぶというような、県の奨励品種が今、県から要請がございます。我々、一番困ったのは、飼料米について去年までは、天のつぶを飼料米に使ったと。これは、福島県としては間違った行動ということでありまして、今後、浜通りについては、天のつぶを進めていきたいというのが県の考えでございます。テレビと新聞等で知事も宣伝しております。我々も今後、天のつぶを作るよう進めていきたいとこのように思っております。ただ、食味について皆さんコシヒカリを作っておりますので、コシヒカリについては自分の家で食べる程度は結構でありますけれども、今後、天のつぶの奨励、または極早生、里山のつぶというような、品種が間もなく県の方から配布になると思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいとこのように思います。まず、2月の定例会ということで、今日の案件も大分ありますけれども、皆様のご協力によりまして進めていきたいと思っておりますので、最後までよろしくお願ひいたしまして、ごあいさついたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいまより平成30年2月南相馬市農業委員会総会を開会いたし

ます。欠席通告者は、11番半谷眞知子委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号12番佐藤邦義委員、17番寺澤白行委員、18番牛渡隆夫委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、去る1月19日、平成29年度後期農業委員会会長・事務局長研修会が郡山市のビックパレットふくしまで開催され、平成30年以降の福島県における水田振興についてなどの3項目の研修を受けてきたところであります。次に、2月7日、後期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がいわき市のスパリゾートハワイアンズで開催され、農地等の利用の最適化の推進と農業委員・農地利用最適化推進委員の役割等について、9名の農業委員と4名の農地利用最適化推進委員とともに研修を受けてきたところであります。次に、2月9日、南相馬市地域農業再生協議会総会が、ふくしま未来農業協同組合原町総合支店で開催され、平成30年度産米生産数量(面積)の目安についてをはじめとする議案2件、報告1件について審議、決定したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第4号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。宮川フジコ総務企画専門副委員長からの報告を求めます。

宮川副委員長 半谷委員長が欠席のため、私が報告いたします。開催日時、平成30年1月18日木曜日、午前10時から午前11時5分までです。場所は南相馬市役所東庁舎第3会議室、出席者は記載のとおりです。協議概要を報告します。

(1)平成30年度標準農作業料金の検討について、前回開催しました総務企画専門委員会で、今回の委員会までに、事務局案等を作成し、検討することとしていました。直播料金及びレーザーレベラー作業料金について協議しました。

直播料金については、料金表に掲載することに決定していましたが、料金については事務局で調査する他市町村の料金を参考としながら検討することにしていました。事務局で調査の結果、福島県内では白河市のみが掲載しており、近隣の宮城県では3市町が掲載していました。それらを参考にしながら、直播機械の金額や作業時間を考慮し、南相馬市では10a当たり5,400円で掲載することに決定しました。

レーザーレベラー作業料金については事務局で調査する他市町村の料金を参考としながら、掲載の有無を検討することにしていました。事務局で調査の結果、福島県内で掲載している市町村はなく、県外の6機関の料金を参考に検

討しましたが、レーザーレベラーの要請は、一般的に件数が少ないことから掲載はしないことに決定しました。料金についての問い合わせがあった場合は、事務局で調査した料金についてお知らせすることにしました。

(2) 平成30年度、標準農作業料金等検討会議の開催について、(1)で決定した内容について標記検討会議に諮るため、日時の調整及び検討会議出席者の検討を行い、下記のとおり決定しました。日時、平成30年2月21日水曜日午前中、場所、市役所北庁舎会議室2、出席者は、総務企画専門委員長及び副委員長、農業委員会会長、農業委員会会長職務代理人、農地専門委員長。5名ということになりました。

(3) 改正農地法第52号の規定に基づく農地の賃借料情報提供について、事務局から平成29年中に収集された事例をもとに手引きによる手順等を経て算定された平成29年農地の賃借料情報案を示し、内容を検討しました。畑の部については、これまで事例が少なく、精度の面で支障があるという理由から掲載していませんでしたが、今後は畑の賃借も増加することが想定され、参考料金が必要となることから、事例が少なくとも掲載することに決定しました。なお、田の部のように区ごとの掲載ではなく、南相馬市全体の平均価格を掲載することに決定しました。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 5番、濱田委員。

5番濱田委員 レーザーレベラーの料金について、問い合わせがあった際、事務局で調べて返事するということなのですが、その金額が分かれば教えていただきたいと思いません。

議 長 事務局。

事務局 レーザーレベラー作業料金について、福島県内では載せているところはありませんでしたが、福島県外で、報告のとおり6機関で、掲載しているのを見つけました。金額については、それぞれなのですが、10a当たり14,000円から27,000円という料金が掲載されています。この料金をお知らせするというようなことになるかと思えます。以上です。

議 長 濱田委員、よろしいですか。

5番濱田委員 はい、ありがとうございます。

議 長 その他質疑等があれば発言を願います。

 (なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第5号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第5号についてご説明いたします。議案書5ページになります。今回4件の案件がございますが、合意による解約でございます。県知事の許可を必要としないものとして手続いたしましたのでご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 (なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第6号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第6号についてご説明いたします。議案書の6ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、昭和47年に住宅を建築し、昭和50年頃に農業用倉庫を建て、進入路や農作業広場など宅地と農地の区別なく使用していました。今回、土地調査を行ったところ、農業用倉庫等に関して農地法の許可を受けていないことが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、50年以上前から亡き父が石蔵と納屋を整備し今も利用しています。今回この土地について、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 (なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第14号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第14号についてご説明いたします。議案書の7ページから8ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものです。議案につきましては、担当課であります経済部農政課佐藤主査からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課佐藤主査 それでは、議案第14号について説明いたします。議案書8ページとなっております。今回、利用権設定が3件となっております。内容については記載のとおりとなっております。また、賃料について双方合意のうえで決定しておりますのでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第15号、農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第15号についてご説明いたします。議案書の9ページから10ページになります。農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予を受けている受贈者について、農業経営を引き続き行っていることの承認を求めめる農業経営継続証明書の証明願出が贈与税納税猶予が17件、不動産取得税徴収猶予が27件ございます。なお、総会において承認されますと、税務署及び県税事務所へ農業経営継続証明書を提出することになっております。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり、決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 8、議案第 1 6 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 1 6 号についてご説明いたします。議案書の 1 1 ページから 1 3 ページとなります。詳細につきましては記載のとおりでございますが、申請番号 8 番については、続く、議案第 1 7 号申請番号 3 番との関連の案件となっております。所有権移転と貸借を行う農地の面積を合計すると、経営面積が 5,000 m²以上となります。調査担当委員からは、これがすべての案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 　　続きまして、今回現地調査されました委員さんから、補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　　それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり、決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 9、議案第 1 7 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号 2 番を先に審議いたします。農業委員会法第 3 1 条の規定により、2 番瀧澤昇司委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

（休議）

議 長 　　再開をいたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第17号の申請番号2番についてご説明いたします。議案書14ページとなります。賃貸借権設定の内容となっております。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから、補足説明があれば発言を願います。18番牛渡委員。

18番牛渡委員 別にございません。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。2番瀧澤委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

(休議)

議長 再開をいたします。事務局から議案第17号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第17号の申請番号1番及び3番についてご説明いたします。申請番号1番につきましては、使用賃貸借権の設定にかかる申請となっております。申請番号3番につきましては賃貸借権設定のための申請となっております。詳細につきましては記載のとおりでございます。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから、補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第18号についてご説明いたします。議案書の15ページ、申請番号1番から3番まで、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番及び2番については、報告第6号整理番号1番及び2番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、12番佐藤邦義委員。

12番佐藤委員 それでは、議案第18号申請番号1番について調査報告いたします。2月11日午前11時40分現地にて、申請人の息子さんとの聞き取り調査を行いました。なお、これは備考欄に記載してあります。第6号整理番号1番の関連でありまして、現状では農業用倉庫、その他はすべて建っており、改めて申請し直すということで、立地基準並びに一般基準に対しては何ら問題ないと判断してまいりましたので、ご審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番につきまして、9番二谷純市委員。

9番二谷委員 それでは、議案第18号申請番号2番について報告いたします。案内図は2ページです。2月10日午前10時頃、代理人であります行政書士及び申請人立ち会いのもと、現地、現況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりです。報告第6号整理番号2番の関連案件です。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 申請番号3番につきましては、7番新妻一信委員。

7番新妻委員 議案第18号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおり、現地案内図は3ページです。去る2月12日午後2時頃より、行政書士、申請者立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。よろしいです

か。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第19号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第19号についてご説明いたします。議案書の16ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等については記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、鉄塔建設工事用地の整備をする目的で一時転用許可を受けておりますが、許可期間内に農地への復元作業の完了が困難なことから、一時転用の期間を延長するため事業計画変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、3番武田幸俊委員。

3番武田委員 議案第19号1番についての報告をいたします。案内図は4ページです。去る2月13日午前9時頃より、現地の調査をいたしました結果、先ほどの事務局の報告のとおり、軟弱地盤で工期が遅れているということで延長の申し込みです。なお、設定人には電話で確認をいたしました。調査の結果、何ら問題はないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第20号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第20号についてご説明いたします。議案書の17ページから18ページ、申請番号1番から5番まで、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。今回、補足を要する案件はございません。以上です。

議 長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番について、7番新妻一信委員。

7番新妻委員 議案第20号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。所在から申請事由は記載のとおり、去る2月12日午前9時頃より、行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査項目に基づき、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号2番について、10番佐々木教喜委員。

10番佐々木委員 議案第20号申請番号2番について報告いたします。2月10日午前9時30分より、行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は6ページです。申請理由は記載のとおりです。周辺は住宅地で一般基準も立地基準も問題ないということで判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 次に申請番号3番について、12番佐藤邦義委員。

12番佐藤委員 議案第20号申請番号3番について調査報告を行います。現地案内図は7ページになります。去る2月13日午後1時15分、受人との現地立ち会いのもと、調査項目について聞き取り調査を行いました。申請事由につきましては所在からその他状況まで記載のとおりであります。銀行からの融資見込み証明書も添付されており、聞き取り調査の結果、立地基準並びに一般基準とも問題はないと判断しました。

議 長 次に、申請番号4番につきまして、4番佐藤廣委員。

4番佐藤委員 議案第20号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。2月12日月曜日午前9時頃より、譲受人と譲渡人の代理人不動産会社の会社代表の方に立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地からその他の状況までは、記載の通りですが、申請事由としては、子供の成長に伴って手狭になってきたことから、住宅を新築することになり、必要な転用申請するものです。また、融資見込み証明書も添付してあります。調査書の調査項目に基づき、譲受人、譲渡人の代理人の不動産会社の代表の方から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると

判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 申請番号5番については、現地調査委員、11番半谷眞知子委員が欠席のため、事務局からの報告をお願いいたします。

事務局 半谷眞知子委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第20号申請番号5番につきまして、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は9ページです。去る2月10日午前10時より受人の代表の方と渡人の担当者から電話での聞き取り調査を行いました。その結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、半谷眞知子委員より連絡がありましたので報告いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第21号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第21号についてご説明いたします。議案書の19ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この案件は、平成29年11月定例総会、議案第130号申請番号1番関連の案件であり、一部賃借権の設定から所有権移転に権利を変更するため、改めて、転用申請をするものです。権利の変更のみで、申請内容等変更がありませんでしたので、現地調査を行っておりません。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第22号農地法第5条の規定による賃借権設定の許可

申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第22号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページ、申請番号1番から4番まで、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、鉄塔建設工事用地のための一時転用であり、転用期間は許可日から平成30年9月28日までとなっております。続きまして申請番号3番については、水路新設工事進入路のための一時転用であり、転用期間は、許可日から3年間となっております。続きまして、申請番号4番については、携帯基地局設置工事作業所のための一時転用であり、転用期間は許可日から6カ月となっております。以上です。

議長 続きまして、今回現地調査されました委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、10番佐々木教喜委員。

10番佐々木委員 議案第22号申請番号1番について報告いたします。2月9日午後5時より現地調査をいたしました。案内図は10ページです。申請理由は、鉄塔を建てるための工事用地です。現地調査の結果、立地基準も一般も問題ありませんでしたのでご報告いたします。審議のほどよろしく申し上げます

議長 次に申請番号2番、3番につきまして、18番牛渡隆夫委員。

18番牛渡委員 議案第22号申請番号2番の調査の報告をいたします。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。案内図は11ページです。2月11日午前10時より、設定人立ち会いのもと調査項目に沿って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様の審議よろしく申し上げます。次に、議案第22号申請番号3番の調査を報告いたします。所在から申請事由は記載のとおりでございます。案内図は12ページです。2月11日午前9時より設定人立ち会いのもと調査項目に従って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様の審議よろしく申し上げます。

議長 次に申請番号4番につきまして、2番瀧澤昇司委員。

2番瀧澤委員 議案第22号申請番号4番の現地調査の報告をいたします。案内図は13ページです。所在から申請事由については記載のとおりでございます。2月15日午前11時被設定人立ち会いのもと現地調査をまいりました。その結果、立地基準、一般基準ともに問題ないと判断いたしましたので、皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に、日程第15号、議案第23号、現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第23号についてご説明いたします。議案書の22ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりであります。内容は不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請番号1番及び2番の農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして今回現地調査されました委員さんを代表いたしまして、4番佐藤廣委員から、報告をお願いいたします。

4番佐藤委員 去る2月5日月曜日午後1時50分頃より、事務局、山本主査、佐々木委員、濱田委員、私の4名で現況の確認調査を行いました。申請番号1番については、土地の所在地から申請人までは記載のとおりですが、利用状況は50年前頃から、不耕作になっており、道路からの進入路も無く山林化しており、農地として復元できる状態ではないということで、非農地として判断いたしました。案内図は14ページです。続いて、申請番号2番について報告いたします。現地案内図は15ページです。利用状況については、20年以上前は畑として耕作していましたが、労働力不足で不耕作となり、山林化して現在に至っているということです。1筆目のほうは、現地は県道原町川俣線から100mぐらい林道に入ったところにあり、周囲は、篠竹と萱が2mくらい繁茂しており、復元しても農地として継続して利用することができないと、判断してまいりました。また、隣接地の同じ状態である畑も平成28年2月ごろに畑から山林に非農地として地目の変更が許可されています。以上のことから、非農地として判断いたしました。続いて2筆目の現地案内図は16ページです。現地は、これも県道原町川俣線に隣接する農地で現地は雑木と篠竹が繁茂しており、周囲は山林に囲まれており、農地として継続して利用できないと判断いたしました。続いて3筆目の案内図は17ページです。現地は、水路が隣接しており、申請人の元屋敷のすぐ北側にあり、周囲が

山林に囲まれており、進入路もなく、農地に復元できる状態ではないと判断いたしました。以上4筆とも非農地であると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　次に、日程第16、議案第24号、農用地利用規定の認定に係る意見を求めることについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　それでは、議案第24号についてご説明いたします。議案書の23ページから33ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課但野主査からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　次に、提案者農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課但野主査 　議案第24号についてご説明を申し上げます。今回、提案するものにつきましては、深野北地区の農用地利用規程でございます。基盤整備事業に伴いまして、集落営農ということで営農改善組合を設立し、農用地利用規程を定めるものでございます。議案書の24ページから33ページになります。24ページにつきましては、諮問文書ということで、以下25ページから28ページまでが農用地利用規程、29ページから31ページまでが規約、32ページが加入状況、33ページが総会の議事録となっております。農用地利用規程については、25ページからになりますので、ご説明を申し上げます。こちらにつきましては、深野北の農地集積委員会を母体として営農改善組合の設立準備委員会を9回ほど勉強会も含めまして開催し、設立に向けて取り組んできたところでございます。基盤整備の農用地面積、約32haのうち、約26haを26ページに記載しております。担い手へ集積し、農用地の利用を図っていくところでございます。具体的な利用規定でございますが、第9条におきまして、農作業の効率化の実行方策として、4項目上げております。1つ目が地区内の農作業における役割分担、2つ目が農作業の受委託の推進、3つ目が農業機械・施設の共同利用の推進、4つ目が農作業の共同化の推進を上げております。それから、第11条におきましては、農用

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告3件並びに議案11件、合わせて14件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の2月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会 午後2時30分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成30年2月15日

議事録署名人(12番・サトウ クニヨシ)

⑩

議事録署名人(17番・テラサワ シロユキ)

⑩

議事録署名人(18番・ウシワタ タカオ)

⑩